

屋外広告物の表示には許可が必要です

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

屋外広告物とは、はり紙や広告板、壁面広告、広告塔など、常時または一定期間継続して屋外に表示する広告物です。これらの表示には、景観や安全性に配慮してもらうため、大きさ、個数、表示位置などの基準が条例で定められています。広告物を表示するには、一部を除き、事前に市の許可が必要です。依頼主や事業者が必ず市に申請してください。表示基準の概要や広告物を表示するための申請方法など詳しくは、市役所11階景観室にある「屋外広告物条例の手引き」や市ホームページで確認できます。

問い合わせは、景観室（☎321-1350）へ。

事故防止のために安全管理・定期点検を

適正な屋外広告物も、時間の経過とともに老朽化が進み、落下や倒壊などの危険が生じます。事故を未然に防止するため、安全管理や定期点検をお願いします。点検の際は「オーナーさんのための看板の安全管

理ガイドブック」を参考にしてください。ガイドブックは市ホームページで確認できます。



■屋外広告物の例



八幡霊園の墓所の使用者を募集します

申し込みは10月31日まで

市は、八幡霊園の墓所の使用者を募集します。墓所の面積や永代使用料は下表のとおりで、管理料は1㎡あたり年780円です。事前に現地確認ができます。案内図は八幡霊園管理事務所待合室（午前9時～午後5時）にあります。

問い合わせは、八幡霊園（☎343-3000）へ。

●対象＝次の全てに当てはまる人①本市に1年以上在住する世帯主②墓所を持っていない③市税の滞納がない ●申し込み＝9月1日～10月31日(月)に、申請窓口(右記)で配布する申請書に記入して、申請窓口へ。郵送の場合は〒370-8501高崎市役所 公園緑地課へ。申請書は、市ホームページ(右記)からダウンロード

募集墓所

	面積	数	永代使用料
新規墓所	3㎡	80	31万4,600円
返還墓所	4～20㎡	40	45万6,300～190万2,500円

どもできます。申し込み多数の場合は11月19日(土)に抽選します

申請窓口と受付時間

●八幡霊園管理事務所＝午前9時～午後3時 ●市役所10階公園緑地課と各支所建設課(倉渚支所は農林建設課)＝午前8時30分～午後5時15分(いずれも土・日曜日、祝日を除く)



電子地域通貨「高崎通貨」の加盟店になりませんか

機器の設置や登録料は不要です

市は10月から、学校卒業後1年以内に市内の中小企業に就職した29歳以下の市民を対象に、10万円分の電子地域通貨「高崎通貨」を交付する「中小企業就職奨励金事業」を開始します。これは、市内の中小企業の人材確保や若者の市内への定住を目的に実施し、市内経済の活性化にもつなげるものです。同事業の開始に先立ち、高崎通貨の加盟店を募集しています。

高崎通貨は、市内の店舗で利用でき、支払いはスマートフォンのアプリで行います。紙のクーポン券と異なり、店舗に支払われた分は指定の口座へ毎月振り込み。市内経済の活性化と、加盟店の換金の負担軽減が期待できます。

加盟店はスマホ決済サービス J-Coin Pay を利用

申し込みは市ホームページから

高崎通貨は、みずほ銀行が提供するスマホ決済サービス「J-Coin Pay」を利用します。新たな機器の設置などは不要で、登録料もかかりません。高崎通貨の利用手数料は市が負担します。すでに J-Coin Pay の

加盟店になっている店舗は、手続き不要で高崎通貨の取り扱いができるようになります。

申し込みは、市ホームページにある申し込みフォームから行ってください。詳しくは、商工振興課（☎321-1256）に問い合わせてください。市ホームページでも確認できます。

加盟店になったら

順次ポスターなどを発送します。ポスターは、入り口など店舗の外から目立つ所に掲示してください。



2次元コードを読み取って支払い



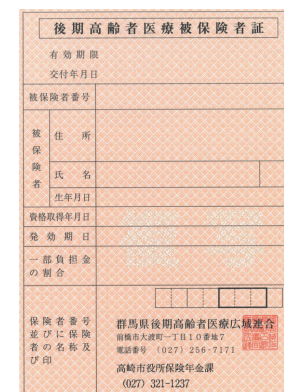
後期高齢者医療の新しい保険証を9月12日に発送

保険証が10月1日から変わります

現在使われている後期高齢者医療被保険者証（保険証）の有効期限は、9月30日(金)です。新しい保険証は、9月12日(月)に普通郵便で発送します。10月1日(土)以降は、今回交付する新しい保険証を使用してください。

9月2日～10月1日に75歳になり、後期高齢者医療被保険者証に切り替わる人に、新しい保険証はだいたい色は、新しい保険証を8月12日に発送しました。10月1日以降も、8月に発送した保険証を引き続き使用してください。

新しい保険証の有効期限は、いずれも来年7月31日



新しい保険証はだいたい色

です。

問い合わせは、保険年金課医療給付担当（☎321-1237）へ。

認定証は引き続き使用できます

「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」については、10月1日以降も現在交付されている認定証を使用してください。10月1日以降は、保険証の色が認定証と異なるので注意してください。

窓口での自己負担割合が変わります

10月1日から、後期高齢者医療保険の窓口での自己負担割合が変わります。これまでの1割・3割に新たに2割が追加され、3区分になります。個別の負担割合は、保険証で確認してください。自己負担割合について詳しくは、保険証に同封の案内で確認してください。